

## 世帯の所得金額はいくらになりますか？

算出した所得金額と特別控除金額を下表に記入し、計算してください。

収入のある方の名前	年間所得金額	特別控除金額②	特別控除金額①
計		② ②と①の合計	①

世帯の年間所得金額の合計 — 特別控除額の合計 = 世帯の所得金額  
 円                            円                            円

\*この欄の金額を申込書の所得記入欄にご記入ください。

\*特別控除は、申請者が有利になるよう差し引くことができます（選択的適用）

### お客様のご家族は何人ですか？

所得基準表の「家族数」とは以下のようなものです。

$$\boxed{\text{家族数}} = \boxed{\text{申込者本人}} + \boxed{\text{同居親族数}} + \boxed{\text{遠隔地扶養者数}}$$

- 「遠隔地扶養者数」とは、入居はしないが申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。単に仕送りをしているというだけでは該当しません。
- 出産する予定であっても、申し込みの時生まれていない胎児は家族数には含まれません。

### 所得基準を確認しましょう

お客さまの「世帯の所得金額」、「家族数」を下記の所得基準表にあてはめてみましょう。その際、世帯全員の年間所得金額の合計が該当しているか確認してください。家族数が7人以上の場合は、ひとり増えるごとに38万円をそれぞれに足した額になります。

資格区分	所得階層区分	家族数ごとの年間総所得の範囲				
		2人	3人	4人	5人	6人
特優賃型	I-1	2,780,000 ～3,236,000	3,160,000 ～3,616,000	3,540,000 ～3,996,000	3,920,000 ～4,376,000	4,300,000 ～4,756,000
	I-2	3,236,001 ～3,596,000	3,616,001 ～3,976,000	3,996,001 ～4,356,000	4,376,001 ～4,736,000	4,756,001 ～5,116,000
	II	3,596,001 ～4,244,000	3,976,001 ～4,624,000	4,356,001 ～5,004,000	4,736,001 ～5,384,000	5,116,001 ～5,764,000
	III	4,244,001 ～5,114,000	4,624,001 ～5,524,000	5,004,001 ～5,904,000	5,384,001 ～6,284,000	5,764,001 ～6,664,000
	IV	5,144,001 ～6,260,000	5,524,001 ～6,640,000	5,904,001 ～7,020,000	6,284,001 ～7,400,000	6,664,001 ～7,780,000
	V	6,260,001 ～7,592,000	6,640,001 ～7,972,000	7,020,001 ～8,352,000	7,400,001 ～8,732,000	7,780,001 ～9,112,000

\*同居していないても、扶養者がいる場合はその方も人数に入れた列をご覧ください。なお、同居されない扶養者の所得を世帯の所得金額に含めることはできません。

\*指定法人管理型都民住宅のあき家の確認は、住宅を管理する各指定法人まで直接お問い合わせ下さい。

\*所得金額の計算方法等、詳しくは住宅を管理する指定法人までお問い合わせください。